いじめの防止等の基本的な方針（ガイドライン）

静岡県立吉原工業高等学校

静岡県立吉原工業高等学校（以下、本校とする）は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき方針を以下に定める。

第１章　基本的な事項

１　いじめの定義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

例えば、当該生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　いじめ防止等のための対策の基本理念

すべての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することのないよう、いじめが心身に及ぼす影響とその他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを目的とする、いじめ防止のための対策を行う。

その対策は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等に関する以下の基本理念のもとに定める。

（１）いじめは、人権侵害・犯罪行為である。そのため、学校の重点目標の一つとしていじめを絶対に許さない、いじめを絶対に見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。

（２）生徒の豊かな情緒と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

（３）保護者ならびに地域住民その他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

（４）教職員間のさらなる連携協力に努める。

３　学校および教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活に取り組むことができるよう、保護者等関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等と早期発見に取り組むとともに、事実を確認した場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

第２章　組織の設置

いじめの防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。

１　いじめ防止対策委員会　構成員

◎校長、教頭、生徒支援部長、保健支援部長、教育相談室長、養護教諭
関係学年主任

なお、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの他、外部委員として学校医、臨床心理士、保健センター等の関係機関の専門家を要請する場合もある。また、法的な対応の必要性が高い場合は、県のスクールロイヤー事業を積極的に活用する。

2　いじめ防止対策委員会の役割

（1）平時の対策（いじめの防止・早期発見）

ア　いじめ防止対策推進法に基づく具体的な年間計画の作成、実施
情報の収集と共有、記録、取り組み方針の企画立案

イ　実態把握の改善：アンケート調査や生活意識調査、日常の観察などからいじめの疑いに関する情報を収集し、全教職員で共有する。

ウ　教職員の取り組み支援

①いじめ防止対策に関する指導用資料の活用
いじめ防止・解決に関わる資料を集めると同時に活用方法を教職員に紹介する。

②教職員研修の実施
いじめ防止に関わる研修を計画・実施し、共通理解を図る。

③インターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめの防止
インターネット・携帯電話等の問題に関する講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実および改善に努める。

（2）いじめ発生時の対処

・迅速な情報共有と緊急対応
・対象生徒、関係生徒への支援と指導計画の立案、実行
・情報の収集と共有、記録
・保護者、教育委員会、関係機関との連携

（3）いじめ発生時の事後対応

・指導後、改善が見られた場合は校内での対応を継続して行い、再発防止についての取り組み（継続的な観察および指導、保護者との連携、外部機関との連携等）を行う。

第3章　いじめの防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒による主体的ないじめ防止活動を推進する。

1　生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

2　人権教育、道徳教育、特別活動を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

3　学校生活における悩み等の解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

4　教職員の言動で、いじめを誘発、助長、黙認することのないよう細心の注意を払う。

5　常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善および充実を図る。

６　教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
７　外部関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

第４章　いじめの早期発見

１　早期発見のための措置

いじめは、教職員、保護者の目の行き届かないところで発生することが多い。そのため、学校、家庭、地域関係機関が協力し、全力で実態把握に努める。

（１）生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、日誌、個別面談等）
（２）生徒の行動を注視する。（巡視指導、ネットパトロール等）
（３）保護者と情報を共有する。（配布物、電話等による定期連絡、家庭訪問、保護者会、面談等）
（４）定例情報交換会（教頭・保健支援部長・教育相談室長・養護教諭・
・生徒支援部長・各学年主任）で生徒の様子を共有する。

２　具体的方策

（１）いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、全校生徒対象とした定期的な調査を実施する。
SCC、安心安全な学校づくりアンケート調査（７月、12月）

（２）いじめ相談体制

生徒および保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
①スクールカウンセラーの活用
②教育相談室の活用

（３）いじめの防止等のための教職員の資質の向上と外部人材の確保および活用

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、教職員の資質の向上に努める。また外部人材を確保し活用する。

（４）インターネット、携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策

①生徒および保護者、教職員は発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット、携帯電話等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット、携帯電話等を通じて行われるいじめを防止し、なおかつ効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招請した情報モラル研修会等を行う。
②生徒のインターネット、携帯電話等の使用については、保護者の責任および監督下で行われるよう協力の呼びかけや啓発活動を行う。（新入生オリエンテーション、PTA 総会等）

第５章　いじめに対する措置（いじめの発見から解決まで）（図１参照）

１　＜初動＞

定例情報共有会議で生徒の様子を共有する。
いじめを認知した（=気になる情報を得た）教職員は、その日のうちに速やかにいじめ防止対策委員に報告する。
生徒・保護者等から直接情報を得た場合は、フォーマットを用いて聞き取る。



図１　吉原工業高校　いじめ対応手順フロー図

２　＜報告＞
いじめ防止対策委員は委員長に報告する。
３　＜委員会の招集＞
いじめ防止対策委員長は委員会を招集し、対応方針、役割分担を決定する。
４　＜事実の確認＞
委員会は事実確認の指示を行う。
５　＜いじめの認定＞
いじめが認定された場合は、静岡県教育委員会に報告するとともに、生徒指導内規に照らし合わせて慎重に取扱う。
６　＜生徒・保護者・関係機関への連絡＞
犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、行政機関（警察等）と連携して対処する。
７　＜支援・指導＞
（１）対象生徒
（２）関係生徒
（３）周囲の生徒
８　＜事後対応＞
９　＜いじめ解消の判断＞

第６章　重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより生徒に深刻な被害が生じた、またはその疑いがある場合にいじめ重大事態と認定する。

・ いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（１号重大事態（生命心身財産重大事態））。
・ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（２号重大事態（不登校重大事態））。

認定後は、以下の措置をとる。

１　重大事案が発生した旨を、静岡県教育委員会にすみやかに報告する。
２　静岡県教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
３　同組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
４　同調査結果については、いじめを受けた生徒および保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

【附則】この方針は令和３年４月１日施行とする。
【附則】この方針を令和６年４月１日に一部改訂、施行する。
【附則】この方針を令和８年10月29日に一部改訂、施行する。

吉原工業高校いじめ防止対策年間計画

月	計画	内容
毎週	情報交換会	教頭・生徒支援部長・保健支援部長・教育相談室長・学年主任・養護教諭による定例情報交換会。
毎月	Student Care Centerアンケート	情報を分析し、いじめ防止対応策をたてる。
不定	未来戦略委員会	諸問題を分掌を超えた委員会で提起・解決する。
年10	キャリアカフェ（年間10回）	卒業生とふれあい、社会からの期待を実感する。
4	入学式オリエンテーション	いじめ対策方針の趣旨と内容を保護者・生徒と共有する
	面接週間	生徒の状況や気持ちを理解する。
	情報モラル講座（1年）	SNS上での誹謗中傷や無自覚な嫌がらせ（ネットいじめ）の危険性を学び、デジタル社会でのマナーと責任感を養う。
5	全校集会	人の話を聞き、理解する力を育成する。
	ビジネスマナー教室（3年）	ビジネスマナーの観点からの人権意識を涵養する。
	生徒総会	自治から自己有用感、達成感、集団への帰属意識を育成する。
	PTA 総会	保護者と「いじめを許さない」という学校全体の雰囲気を共有し、家庭と連携する。
6	全校集会	人の話を聞き、理解する力を育成する。
	体育祭	集団への帰属意識、自己有用感、達成感、協調性等を育成する。
	朝読書週間	著者の考えを読み取り、自ら考える力を育成し、情緒の安定を図る。
	応援練習（1年）	集団への帰属意識、協調性、自己有用感を育成する。
	交通安全教室	ルール遵守・自己統制の意識を高めることで、衝動的な攻撃性を緩和する。
7	面接週間	生徒の状況や気持ちを理解する。
	薬学講座	薬物講座から自制する力を育成する。
	情報モラル講座（3年）	情報モラルの観点から自制する力を育成する。
	学校生活安心安全アンケート	潜在化しやすいSOSや人間関係の歪みをいち早く察知し、教員が迅速に個別介入・相談に応じる。
8	インターンシップ事前指導	勤労観、自己有用感、礼節、コミュニケーション能力を育成する。

吉原工業高校いじめ対策年間計画

月	計画	内容
9	面接週間	生徒の状況や気持ちを理解する。
	就職試験結団式	勤労観、自己有用感、礼節、コミュニケーション能力等を育成する。
	インターンシップ	社会的マナーや将来への自覚を高め、自己有用感を育み、学校生活におけるストレスや不満に由来するいじめ行動を防ぐ。
	朝読書週間	著者の考えを読み取り、自ら考える力を育成し、情緒の安定を図る。
10	全校集会	人の話を聞き、理解する力を育成する。
11	吉峰祭（文化祭）	目標に向けた協働作業や非日常の体験を通して、クラス・学年の連帯感を醸成する。相互理解を深め、排他的な空気や孤立を防ぐ。
	遠足（１・３年）	生徒の自治的活動や生徒主体のグループ活動から仲間意識を育成する。
	保育体験実習（２年）	年下や弱い立場への思いやり（他者共感性）を育み、他者を傷つける攻撃行動を抑制する。
	生徒総会	自治から自己有用感、達成感、集団への帰属意識を育成する。
	保健講座（性）	性的同意を学ぶことから、他者を尊重することの重要性とコミュニケーション能力を育成する。
12	防災講座	非常時にも自他の命を守るため、統制がとれた行動規範を育成する。
	芸術鑑賞講座	多様な生き方や価値観に触れ、自分と異なる個性を受け入れ、異質なものを排除する空気を抑える。感動の共有と共感力を育み集団の連帯感を高める。
	学校生活安心安全アンケート	潜在化しやすいSOSや人間関係の歪みをいち早く察知し、教員が迅速に個別介入・相談に応じる。
1	面接週間	生徒の状況や気持ちを理解する。
	朝読書週間	著者の考えを読み取り、自ら考える力を育成し、情緒の安定を図る。
	課題研究発表会	協働により構築した信頼関係の確認と、相互承認、多様性の受容により、シナジーを実感する。
2	修学旅行（２年）	宿泊や生徒主体のグループ活動を通して協調性を育成する。
	全校集会	人の話を聞き、理解する力を育成する。
3	吉工探究フェスタ	協働により構築した信頼関係の確認と、相互承認、多様性の受容により、シナジーを実感する。
	全校集会	人の話を聞き、理解する力を育成する。